

地域福祉の担い手の育成に関する支援について【研修の実施】

1 目的

市町村において、それぞれ地域の実情に応じた担い手の育成や支え合いの地域づくりを進める市町村職員等に、必要な知識や実践的なスキルの向上を図り、更なる地域福祉の推進及び地域福祉を担う人材の育成等を支援する。

2 取組

地域福祉の担い手の育成や支え合いの地域づくりに関わる研修等を企画する市町村職員等のスキルアップを図る研修を実施する。

※ 現行の「地域福祉担当職員研修」（初任者編・現任者編）のカリキュラム等を見直し実施。

3 対象者

県内市町村職員、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会等において、地域福祉を推進する取組に関わる者や、地域福祉の担い手等の人材育成研修等を企画する者（今後予定者含む）。

（1）初任者編

主として新たに地域福祉担当となった職員を対象とするが、その他、地域福祉を推進する取組に関わる職員も対象とする

（2）実践者編

地域福祉を推進する取組や人材育成研修等を企画する職員

4 研修内容

（1）初任者編

地域福祉の概論や今地域において何が求められているのか等についての講義及び実践事例を紹介する内容とする。

（2）実践者編

実際の研修等の人材育成につながるよう、具体的な人材育成に係る企画方法や実践の手法を主とした演習形式の研修内容とし、受講者自身の気付きや学びにつながるような内容とする。

《カリキュラム作成にあって考慮すべき点》

- ・ いつも同じ住民が参加するようなことがないような仕組みや仕掛け
- ・ 地域の活動者の負担を増さないような（逆に軽減するような）仕組み

- ・ 地域の掘り起こし
- ・ 多様なチームの形成、テーマごとのチーム編成
- ・ 機能する組織づくり
- ・ 振り返りの時間
- ・ 受講者で情報交換や励まし合うグループの形成
- ・ 社会資源の吟味（地域をどうみるか）

5 研修後の効果の検証

実践者編の研修後、受講者は、研修内容がそれぞれの所属における研修等の人材育成にどのような効果がみられたか報告することとする。

6 その他

市町村の地域福祉主管課長等に対して、地域福祉主管課長会議等を通じて取組を周知し理解を得るよう努める。

7 今後のスケジュール

- 令和元年5月以降
 - ・ 地域福祉支援計画評価・推進等委員会に検討経過を報告
 - ・ 研修の受講を希望する市町村の調整
- 令和元年度中
 - ・ モデル事業として実施（希望する市町村で実施）
- 令和2年度
 - ・ 本実施（対象を全市町村へ拡大実施）